

令和6年度 部活動指導者研修会

学校部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化・芸術活動に興味と関心をもつ同好の生徒の自主的・自発的な参加により、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、様々な成果をもたらしています。


そこで、学校部活動の顧問をしている教員、部活動指導員及び外部指導者等を対象に、学校部活動の運営・指導方法等に関する講演や講義等を実施し、指導者としての資質・能力の一層の向上を図り、適切な運営と更なる充実を図ることを目的に標記研修会を開催しました。

【第1回】

令和6年8月27日（火）～令和6年9月13日（金）：オンデマンド動画配信

〈講義①：「学校部活動における指導者の服務及び体罰・ハラスメント行為の根絶」〉

愛媛県教育委員会保健体育課 指導主事担当係長 徳本 光



講義①「学校部活動における指導者の服務及び体罰・ハラスメント行為の根絶」

1 部活動における指導者の役割

2 体罰・ハラスメントの禁止

2 体罰・ハラスメントの禁止

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員(略)は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。(中略)懲戒が必要と認められる状況においても、決して体罰によることとなく、(中略)適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、(中略)注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の態度について(通知)(H25.8.13文部科学省)

〈講義②：「学校部活動の位置付けと指導者としての心構え」〉

愛媛県教育委員会保健体育課 指導主事 秋山 裕右
義務教育課 指導主事 森野 好美
高校教育課 指導主事 程内 奈緒

1 学校部活動の位置付け

【教育課程外の学校教育活動(部活動)と教育課程との関連】

(中学校：第1章第5の1のウ、高等学校：第1章第6款1のウ) 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、**生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動**については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること**。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。


2 指導者としての心構え

指導者としてのあるべき姿 8つのポイント

- ① 明確な指導理念をもつ。
- ② 常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える姿勢をもつ。
- ③ 生徒と共に学び、汗を流す姿勢をもつ。
- ④ 生徒の個性と自主性を尊重し、柔軟に対応する姿勢をもつ。
- ⑤ 生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る姿勢をもつ。
- ⑥ 学校生活を大切にする姿勢をもつ。
- ⑦ 先輩や同僚の指導員から学ぶ真摯な姿勢をもつ。
- ⑧ 結果が出てから手遅れの指導をしない。(生徒の責任にしない。)

3 安全管理と事故防止

熱中症予防運動指針



〈情報提供・事務連絡〉

愛媛県教育委員会保健体育課 指導主事 大野 小百合

部活動改革の必要性～生徒たちの立場から～

★少子化の進展＝学校(生徒数等)の小規模化

↓

自分の学校にやりたい部活動がない！
・部員が少なく、団体チームが組めない。

↓

◎従前と同様の学校単位の体制での運営は困難。
◎学校や地域によっては、部活動の存続が厳しい。

日本におけるスポーツに親しむ機会

中学生、高校生世代においてこれまでの学校(部活動)が中心となったスポーツに親しむ機会の提供から

小学生 ↓ 地域中心

中学生 ↓ 学校(部活動)中心

高校生 ↓ 学校(部活動)中心

成人 高齢者 ↓ 地域中心

他の世代と同様に地域を中心としたスポーツに親しむ機会を確保していきよう

↓

地域におけるスポーツ環境を再構築していく必要がある

★県の取組の方向性

国が推進期間と位置付けている令和5年度～7年度までに、全県町で実施していることを目指す

愛媛県の主な取組

★県のガイドライン策定

◎令和5年9月公表

★県の各市町への支援方針

- ◎府庁連絡協議会の定期的な開催による情報共有(各事務所の関係、先進事例の紹介)
- ◎各市町の要請等によるアドバイザー等の派遣
- ◎県職員の協同参画等の可視化に向けた活動
- ◎地域特性に関する調査実施・関係者等への巡回モニタリング作成し、引継ぎ提供
- ◎人材バンクの整備、充実
- ◎大学を連携した実証事業の実施(大学生の活用に関する検証)

約 300 名（教職員・部活動指導員・外部指導者等）が講義動画を視聴し、「部活動の位置付け」、「部活動における指導者の役割やあるべき姿」、「職務内容」の確認や指導者としての倫理観の醸成を図りました。学校部活動を取り巻く環境が大きく変化し、携わる外部人材が増える中、部活動について更なる理解を深めるための研修でしたが、「部活動の位置付けを詳しく知ることができ、これからの指導に対する意識が高まった。」「指導者としてより高い倫理観が求められており、現在の自分の指導を振り返る良い機会となった。」等の感想や振り返りが数多く寄せられました。

【第 2 回】

令和 6 年 11 月 14 日（木）：愛媛県武道館

〈講義①（全体会）：主道場

「夢や目標を実現するためのメンタルトレーニング」

イプラスジム松山 西野 三和氏（脳力開発トレーナー）



〈講義②及び実技（運動部対象）：主道場

「指導者として知っておきたい選手の身体とコンディショニング」

有限会社ASRE 島崎 勝行氏（理学療法士）



〈講義②及び演習（文化部対象）：中会議室

「生徒を生かし伸ばす部活動指導の在り方『教え指導すること』と『生徒に任せること』」

愛媛県総合教育センター教育相談室 川中 亜紀子指導主事



約 180 人（教職員・部活動指導員・外部指導者等）が参加し、部活動指導の更なる充実に向け、生徒の心理面、身体面、生徒指導面について、見識を深めました。参加者からは、「大変有意義な研修でした。」「研修を通して得た学びを生徒たちに還元していきたい。」等、好意的な振り返りが数多く寄せられました。

来年度も部活動の適切な運営及び充実した活動に向けて、部活動の教育的意義や指導者の倫理観の涵養を図るとともに、指導力の向上に資する研修会を実施していく予定です。

（保健体育課）